

第8回(10月16日)事務局説明資料
(大口信用供与等規制について)

大口信用供与等規制について（これまでの議論の整理）

論点（１）信用供与等の範囲	
<p>1. コミットメントライン</p> <p>○ コミットメントラインの融資未実行残高分は、規制対象外。 （参考）主要国では規制対象。但し、英・仏・独では、自己資本比率規制上「低リスク」とされているもの（①原契約期間が1年以内 ②任意の時期に無条件で取消可能 ③相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能 のいずれか）で、契約上、規制上の与信上限（自己資本の25%）を超えない範囲でのみ引き出し可能とされているものについては、適用除外。</p>	
これまでの主なご意見	議論の整理
<p>○ 大口信用供与等規制の整備の後にコミットメントラインを定める法律ができたため規制していないのであれば、改めて規制するのは当然の話。</p> <p>○ コミットメントラインは実行されて始めて信用供与リスクを負うので、別途の手当ての余地もあるのではないか。</p> <p>○ コミットメントラインを全て対象とするのではなく性格付けを細かくみるべき。例えば金融機関が海外金融機関との間で行うドルファンディング等のコミットメントラインをどうするか。</p> <p>○ 例えばコミットメントラインを締結後に自己資本が棄損し、大口信用供与等規制に抵触した場合でも、契約が実行できる必要がある。</p>	<p>○ コミットメントラインの融資未実行残高分が現在規制対象とされていないのは、現行の大口信用供与等規制は、平成10年の金融システム改革法による銀行法等の改正により制定された一方で、特定融資枠契約に係る手数料について利息制限法及び出資法の特例を定める「特定融資枠契約に関する法律」（平成11年）は、その後制定されたため、とされている。</p> <p>○ 融資未実行残高分については、顧客の請求に応じ融資を行うことが銀行等に義務付けられており、既に信用を供与しているものともみなしうることや、大口信用供与等規制は保守的であることが求められていることから、原則として規制対象とすることが適当ではないか。</p> <p>○ 但し、主要国の例を踏まえ、例えば、任意の時期に無条件で取消可能、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なもの（※）等は適用除外とすることが適当ではないか。 （※）当該コミットメントラインの融資未実行残高分が規制上の与信上限を超えないものに限る。</p> <p>○ なお、現行規制上、銀行の自己資本が一時的に棄損し大口信用供与等規制に抵触することとなる場合、増資等により自己資本の回復が見込まれる等の事情があれば、内閣総理大臣の承認を受けることで与信限度額の一時的な超過が認められる。</p>

2. インターバンク取引（コールローン等）、金融機関預け金（預金）

○ インターバンク取引（コールローン等）、金融機関預け金（預金）は、規制対象外。

（参考）主要国では、

- ・ インターバンク取引は規制対象（英・仏・独では資金決済等に係る日中エクスポージャー等は適用除外）。
- ・ 金融機関預け金（預金）は、欧州では規制対象、米国では規制対象外（但し、ドッド・フランク法で銀行持株会社やノンバンク金融会社については規制対象とする予定）。

これまでの主なご意見	議論の整理
<p>○ 信用供与を受ける側の事情は考慮されるべきではなく、また、金融機関の破綻がありうるという前提に考えれば、規制対象に含める方向で議論してはどうか。</p> <p>○ 規制対象にとりこむという考えは理解できるが、とりこんだ場合の実務的なインパクトがどの程度あるか、慎重に検討が必要。</p> <p>○ インターバンクという短期金融市場の中核の機能にどのような影響があるかを検証した上で考えるべきではないか。</p> <p>○ 金融機関預け金を対象とした場合、協同組織金融機関による中央機関への預け金はどうか。</p> <p>○ 協同組織金融機関による中央機関への預け金は、通常の預け金とはかなり性格が違うのではないか。</p> <p>○ グループ内与信については、リスク管理が健全に機能していることが前提ではあるが、規制対象外とすることも一つの考え方ではないか。</p>	<p>○ 我が国において、インターバンク取引や金融機関預け金が規制対象外とされているのは、これらを規制対象とした場合、金融機関の資金繰りに悪影響を与え、資金不足に陥っている金融機関の経営の健全性をかえって阻害する事態も生じ得るため、とされている。</p> <p>○ しかしながら、仮に借り手や預け先の金融機関が破綻した場合には、貸し手や預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定されることや、主要国においても規制対象とされていることを踏まえれば、原則として規制対象とすべきとの意見があった一方で、実務的な影響を検証すべきとの意見があった。</p> <p>○ インターバンク取引等を規制対象とした場合の実務的な影響については、別添（事務局説明資料3）のとおり。</p> <p>○ 以上を踏まえると、原則、インターバンク取引や金融機関預け金を規制対象とした上で、例えば、以下のようなものについては、リスク特性や取引実態などを踏まえて必要に応じて適用除外とすることが適当ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 資金決済等に係る短期エクスポージャー・ 一定の条件を満たすグループ内金融機関間の取引・ 日銀預け金・ 協同組織金融機関による中央機関（連合会）への預け金・ 短資会社への直接の信用供与となる有担保コール・ 清算機関に対する信用供与

3. デリバティブ取引の信用リスク相当額

○ デリバティブ取引の信用リスク相当額は、大口信用供与等規制対象に含まれているが、経過措置として、当分の間、適用しないとされている。

(参考1) 金融制度調査会「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月30日)

「デリバティブ等の形で行われるその他の信用供与形態についても、今後規制対象に含める方向で措置すべきであるが、そのためには技術的な問題を中心に検討を行っていく必要がある。」

(参考2) 主要国では規制対象。欧州では、デリバティブ取引の信用リスク相当額の算出方法は、自己資本比率規制におけるリスクアセット算出と同様の手法で計測。自己資本比率規制では、与信相当額は「法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット計算後のコストの額とすることができる」とされている。

これまでの主なご意見	議論の整理
<p>○ デリバティブ取引について、大口信用供与等規制の不適用状態が相当程度続いていて、ある意味ザルになってしまっている。</p> <p>○ デリバティブ取引は、基本的にはカウンター・パーティーリスクに係る信用供与の問題であるが、クレジットデリバティブの場合、参照企業の倒産リスクをとっていることにもなる点に留意が必要。</p> <p>○ デリバティブは規制対象とすべきと考えるが、想定元本ベースで考えるのはミスリーディングであり、清算機関(CCP)に対する信用供与として考えることも必要ではないか。</p>	<p>○ デリバティブ取引に伴い発生する信用リスク相当額は デリバティブ取引の失敗により多額の損失が発生し、その結果、企業に悪影響を生じさせている事例が見受けられたことから、大口信用供与等規制の対象にすべきとしつつも、経過措置として、当分の間、適用除外とされている。また、技術的な問題を中心に検討を行っていく必要があるとされている。</p> <p>○ 具体的には、想定元本ベースではなく、ネット計算後のコストの額とすることが適当であり、我が国においても、主要国と同様、デリバティブ取引の信用リスク相当額について、自己資本比率規制におけるリスクアセット算出と同様の手法で計測した額について、規制対象とすることが適当ではないか。</p>

4. 公募社債、トレーディング勘定のCP

- 社債は大口信用供与等規制の対象に含まれているが、そのうち公募社債は、経過措置として、当分の間適用しないとされている。
(参考) 主要国では規制対象。
- トレーディング勘定のCPは、経過措置として、当分の間、適用しないとされている。
(参考) 主要国では規制対象。米は、自己勘定取引の目的でトレーディング勘定に保有する有価証券に対しては、与信上限ではなく、投資上限(証券の種類別に上限を設定)が適用される。

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none">○ 公募・私募を区別しない株式との整合性がない。公募社債であっても破綻前に売り抜けるようなことは難しく、適用除外となっている理由付けがはっきりしない。○ 破綻前に社債を短期間で処分することは容易ではなく、大口信用供与等規制の対象となるほどのブロックの社債については、公募社債についても、リスクはある。	<p>公募社債</p> <ul style="list-style-type: none">○ 銀行等による社債の引受けは、実質的には発行会社に対する長期資金の貸付と同じ経済効果を有しているため、規制対象としている一方、私募以外の社債の保有は、転売による信用リスクの回避が容易であるため、当分の間、適用除外となっている。○ 株式は上場の有無を問わず規制対象とされていることや、社債発行会社の破綻前に転売によってリスクを回避することは現実には難しいと考えられることから、公募社債は、規制対象とすることが適当ではないか。 <p>トレーディング勘定のCP</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「特定取引資産」のうち、現在は、約束手形(CP)又は短期社債等(ペーパーレスCP)として計上されるもののみを対象としているが、トレーディング目的の(ペーパーレス)CPは時価会計のもとで厳格なリスク管理が行われており、長期保有の蓋然性が低いとして、当分の間、適用除外となっている。また、現行規制では、「商品有価証券勘定」に計上されるトレーディング目的の有価証券は全て適用除外となっている。○ 諸外国においては、原則、トレーディング勘定についても規制対象としており、社債と同様、保有目的を問わず破綻のリスクはあることから、トレーディング勘定における信用供与等も規制対象とすることが適当ではないか。

論点（２）与信側及び受信側合算の対象範囲

受信側の合算対象範囲

○ 受信者単体のほか、受信者及びその議決権 50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等への信用供与等を合算ベースで規制。

（参考）主要国では、議決権による支配関係の他、実質的な支配関係や経済的な相互関係性に基づき受信側合算の対象を判断している。

与信側の合算対象範囲

○ 銀行等単体のほか、銀行等に加え銀行持株会社及びその連結子会社、関連会社（持分法適用会社）が行う信用供与等を合算ベースで規制。但し、銀行持株会社が行う出資は適用除外（銀行が行う出資は規制対象）

（参考）英・独：銀行単体・連結ベース

仏：銀行単体・連結及び持株会社連結ベース

米：現行は銀行本体＋子会社（ドッド・フランク法では、銀行持株会社等に対し連結ベースで規制する予定。）。

これまでの主なご意見

- 与信者合算、受信者合算の在り方について、実態に即した規制になっているか検討すべき。
- 今の会社法では、有価証券報告書提出会社については連結決算書類規則が求められているため、連結ベースで受信者合算することも考えられる。但し必ずしも全ての会社が連結財務諸表を作成しているわけではない。
- 海外でも実質的な基準でワークしているのであれば、形式基準のみのこれまでの方針を改めて、もう少し実質的に見ていく必要があるのではないか。

議論の整理

- 受信側の合算対象の範囲は、与信側からの受信側の合算対象範囲の把握可能性等を勘案し、商法（平成 10 年当時）上の親子関係に基づき、株式、出資による支配権を伴う資本関係があるものの集合体とされている。
- 合算対象を実質的に判断していくべきとの意見があった一方で、全ての会社が連結財務諸表を作成しているわけではないという実態を踏まえる必要があるとも考えられる。
- 以上を踏まえれば、受信側の合算対象の範囲について、例えば連結財務諸表の作成が義務付けられている大会社や有価証券報告書提出会社にあっては、実質支配力基準（40%超＋意思決定機関の支配）に基づく子会社や関連会社にまで拡大することが適当ではないか。
- また、与信側の合算対象範囲についても、実質的な繋がりのある先を合算対象とすることが適当ではないか。
- 加えて、迂回融資等による潜脱を防止するための規律を設けることが必要ではないか。

論点（２）与信側及び受信側合算の対象範囲

銀行・銀行持株会社のグループ内与信の取扱い

受信者が銀行・銀行持株会社の子会社（注）である場合は、銀行グループ全体としてのリスク管理が行われるという前提のもとでは、グループ内の資金配分の効率性に配慮する観点から、受信者（単体）に対する規制のみとしている（受信者の合算規制は課さない）。

一方、受信者が銀行・銀行持株会社の支配力基準による連結子会社（子会社を除く）又は関連会社（持分法適用会社）である場合は、受信者の合算規制を課している。

（注）議決権 50%超の会社をいい、支配力基準による連結子会社（子会社を除く）及び関連会社（持分法適用会社）には、当該措置は適用されない。

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none">○ 与信者合算、受信者合算の在り方について、実態に即した規制になっているか検討すべき。○ グループ内与信については、リスク管理が健全に機能していることが前提ではあるが、規制対象外とすることも一つの考え方ではないか（再掲）。	<ul style="list-style-type: none">○ 現在、銀行・銀行持株会社のグループ内与信については、他の信用供与等と同様、規制対象としつつ、グループ内の資金配分の効率性に配慮する観点から、一定の場合には合算規制の対象外としている。○ 主要国においては、グループ内の与信を適用除外としている例が多いものの、近年の金融危機の経験も踏まえ、規制対象とすべきとする方向での議論もあり、我が国の現行規制については、当面これを維持しつつ、こうした議論の動向を見極める必要があるものと考えられる。○ 但し、銀行・銀行持株会社の関連会社が行う信用供与等については、与信側としても受信側としても合算されるため、これが M&A 等金融グループ再編の支障となる場合もあると考えられる。 （参考）銀行持株会社の関連会社たる外国金融グループ親会社が、当該親会社の連結子会社・関連会社に対して行う信用供与等について、大口信用供与等規制の対象となってしまう、海外での M&A 等金融グループ再編の支障となるとの指摘が存在。○ このため、銀行・銀行持株会社の関連会社が行う信用供与等について、承認制の下で、個別具体的な事案に即して、与信側合算又は受信側合算から除外することを認めていくことが適当ではないか。

論点（3）信用供与等の算出方法

- オンバランス取引は、貸借対照表計上額（簿価）。自行の預金担保、担保国債等の額は、信用供与等の額から控除（担保不動産、第三者による保証）等は一切考慮しない。
※有価証券の貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額は、信用供与等の額から控除。
- オフバランス取引は対象とされていないため、定めがない。
（参考）主要国では、オンバランス取引は簿価、オフバランス取引は自己資本比率規制におけるリスクアセットの算出手法を基準としている。欧州では、金融資産担保のほか、担保不動産の評価額の一定割合（1/2）を控除したり、第三者による保証を受けている場合は、与信先ではなく保証の提供者に対するエクスポージャーとして取り扱うことも認められている。

これまでの主なご意見

- 万が一の時にインパクトを一定程度に抑えるという意味からすれば、リスクウェイトをあまり考慮すべきではない。
- 担保、保証については別途、信用の減額を認めても良いのではないか。
- 信用供与の控除については、担保の性格を分析しながら決める必要。
- 担保付きの信用供与とそうでないものとをきちんと峻別して考える必要。
- 大口信用供与等規制の目的が、最大エクスポージャーの制限であることを踏まえると、担保付きの信用供与は、減額するにしてもかなり保守的に見積もるべき
- 大口信用供与等規制が、想定外の事態があった場合のための措置として自己資本比率規制とは別枠であると国際的にも認識されていることを考えると、減額については保守的に考えるべき。

議論の整理

オンバランス取引について

- 大口信用供与等規制は、信用供与先に対するエクスポージャーそのもの（リスクウェイト等は乗じない）に上限を画するための措置であることを踏まえれば、規制対象とする信用供与の額については、基本的には保守的に考えていくべきと考えられる。

オフバランス取引について

- 主要国の例を踏まえ、自己資本比率規制におけるリスクアセットの算出方法を基準とすることが適当ではないか。

論点（４）信用供与等限度額

1. 上限比率

		受信サイド		銀行主要株主	
		単体	グループ	単体	グループ
与信 サイド	銀行(単体)	25%	40%	15%	25%
	銀行(グループ)	25%	40%	15%	25%

- 受信側がグループの場合、信用供与限度額は自己資本（注）の40%と国際的な標準（25%）より高い。
（注）信用供与等の限度額算出の基準となる自己資本は、関連会社を除いて算出した連結財務諸表に基づく「Tier1+Tier2」に当該関連会社の「Tier1+Tier2」に相当する額を加えたもの。

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 単体とグループで違いがあるが、単体がつぶれればグループ全体がつぶれることが想定されるようにも思う。 ○ なぜグループならば単体と違って40%まで許されるのかというのは、国際的に見ると非常に目立つ点。 ○ IMFの指摘が、本当に日本の銀行システムにとって正しい処方箋なのか。 ○ 日本の場合、市場が銀行中心である等、諸外国と違う面もあるため、IMFに言われたからそれを真似するのがいいのかどうか。 <p>（※）IMF・FSAPレポート（2012年8月公表）においては、信用供与等の限度額算出の基準となる自己資本を「Tier1又はコアTier1とすべき」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受信サイドグループの自己資本の40%という上限比率は、国際的な標準（25%）より高いとの評価・勧告がIMFよりなされている。 ○ 別添（事務局説明資料3）のとおり、仮に、国際的な標準（25%）とした場合であっても、実務への影響は一定の範囲にとどまるものと考えられる。 ○ 以上を踏まえると、受信サイドグループの信用供与限度額については、国際的な標準（25%）に引き下げることが適当ではないか（実務への影響が過大になる場合には経過措置を設ける）。

論点（５）与信上限超過時の対応

信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他「やむを得ない理由」（限定列挙）がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、与信上限を超過することが認められている。

これまでの主なご意見

議論の整理

- 現行の「やむを得ない理由」は限定列挙方式となっており、
 - ・ 直ちに規制を適用すればインターバンク取引や金融機関預け金等で、金融機関の資金繰りに悪影響を与え、資金不足に陥っている金融機関の経営の健全性をかえって阻害する事態が生じると認められる場合
 - ・ 一時的に信用供与等限度額を超過したとしても金融機関の健全性に実質的な支障が生じないと認められる場合等について、個別具体的な事例に即し、柔軟な対応を行うことが可能ではない。
- このため、上記のような場合について、個別に適用除外とすることが可能となるよう、バスケット条項を設けることが適当ではないか。

論点（6）外国銀行支店に対する大口信用供与等規制

○ 外国銀行支店に対し、外国銀行本体の自己資本を基準として、大口信用供与等規制（与信側単体規制のみ）を課すこととしている。ただし、基準となる自己資本に係る告示が定められておらず、実際には未適用。

（参考）

米：外国銀行本体の自己資本をベースとして、米国内の全支店による与信を合算したものを大口信用供与等規制の対象。

英・仏・独：原則、規制対象。但し、E E A域内の国、当該国と同等の監督に服している国に本店が所在する外国銀行の支店は規制対象外。

これまでの主なご意見	議論の整理
<p>○ 外国銀行の本店に対する資金の提供を一種の与信として考えるのは、マッチしないのではないか。むしろ、破綻処理等との関係で別途考えるのが適当ではないか。</p>	<p>○ 外国銀行支店に対し大口信用供与等規制を課す場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行規定が想定しているように、外国銀行本体の自己資本を基準とした大口信用供与等規制を、外国銀行支店に適用する ・ 外国銀行支店に対し、「擬似資本」を基準として大口信用供与等規制を適用する（この場合、本店への回金を規制対象とする） <p>といった方法が考えられる。</p> <p>○ しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前者については、通常は母国の監督当局が行っていることが想定されるため、我が国でも同様の規制をすることは不要ではないかと考えられる。 ・ 後者については、外国銀行支店による本店への回金に関しては、同一法人内の資金のやり取りであり、大口信用供与等規制において対応することは馴染まないのではないかと考えられる。 <p>○ むしろ、預金者保護の観点からは、外国銀行支店に対する国内資産保有義務等の大口信用供与等規制以外の手段による規制が適当ではないか。</p>